

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の最大化には、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが重要な経営課題であるとの認識のもと、経営環境の変化に迅速かつ確かな判断を可能とし、健全で透明性の高い経営体制の実現に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに記載された各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4.政策保有株式】

（政策保有株式の保有方針）

当社が保有する政策保有株式（純投資目的以外の投資株式）は、当社グループの主要な取引先、株主、借入先等の重要なステークホルダーが発行する株式であり、中長期的に当社のビジネス推進に必要な株式を保有しております。また、政策保有株式については、定期的取引関係や損益状況等を把握し、取締役会でその保有意義や株式保有による便益が資本コストを上回っているか等を検証した上で、継続保有の是非を検討し、保有の合理性が認められない場合には、対象株式の削減を図ります。2019年度においては、2020年3月時点で保有全銘柄の見直しを行い、一部縮減を決定しました。2020年度においても保有全銘柄の見直しを引続き行う予定としております。

（議決権行使の考え方）

株主としての当社の利益と当該株式の保有目的を踏まえ、議決権行使の主管部（経営企画部門）が、営業ラインや審査部門等と協議のうえ、各議案の賛否について決定しております。また、議決権行使に関する社内手続を定め、チェック項目や手続きを明確化しております。特に、発行会社の企業価値や株主としての当社の利益を損なう可能性のある議案（例えば、合併等組織再編、買収防衛策導入、業績不振企業の役員選任及び役員退職慰労金贈呈、その他株主権の制限等）については、その内容及び影響について確認のうえ、議案の賛否を判断しております。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

取締役会決議により「企業行動規範」、「私たちの行動指針」及び「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、当社の役員及び社員に対して、東京センチュリーグループとの利益相反が生じる行為の禁止、健全かつ公正な企業活動の実施、法令順守と社会的良識を持った行動等の実践・徹底を行っております。また、経営会議の審議を経て社長が「コンプライアンス管理規程」を定め、コンプライアンスの遵守状況については、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、経営会議及び当社グループのコンプライアンス最高責任者である社長が報告を受け、監視を行っております。

取締役の関連当事者間取引については、「取締役会規則」により、「取締役の競業取引又は利益相反取引の承認」を取締役会決議事項と定めております。更に、「監査役監査基準」により、監査役による「競業取引及び利益相反取引等の監査」を規定し、取締役会に義務違反の事実がないか監視・検証しております。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金のアセットオーナーとして年金の積立・運用は行っていません。但し、従業員の安定的な資産形成を目的とし、企業型確定拠出年金(DC)を導入しております。

企業型確定拠出年金(DC)の運用にあたっては、従業員に対して継続的な教育を実施しており、運用商品の選定にあたっては社員組合が協議し、運用商品を決定しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(i)経営理念、経営戦略・計画等

当社は、経営理念・経営方針、中期経営計画、経営戦略を策定し、当社ホームページ(企業情報、投資家情報)、有価証券報告書(【対処すべき課題】)等に公表しております。

(<https://www.tokyocentury.co.jp/corporate/>)

(ii)コーポレート・ガバナンスの基本的考え方・基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「I.1.基本的考え方」「II.2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

(iii)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬については、当社の持続的成長に向けた健全なインセンティブや中長期的な事業の発展と連動する枠組みを指向しております。役員と株主の皆さまの利害関係を一致させ、役員の株主価値向上意識を喚起するとともに、優秀な人材を引き付け、企業価値向上を牽引する人材を確保・育成することを狙いとした役員報酬制度を定めております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役は2016年6月24日、監査役は2009年2月25日であり、役員の報酬等の額について、報酬限度額が定められております。委員の過半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、役員報酬の方針・制度・水準等については、本委員会に諮問し、その意見や外部アドバイザーからの助言、第三者による報酬水準の調査デー

タ等も参考にしつつ、取締役会が決定いたします。なお、監査役については、限度額の範囲内で監査役の協議によって決定いたします。2019年度における報酬委員会は、合計2回開催しております。

役員報酬の構成は、基本報酬、役員賞与、株式報酬型ストックオプションとしております。固定報酬である基本報酬については、その職務内容や役割、責任等を総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬である役員賞与と株式報酬型ストックオプションについては、「利益に応じて分配する方式」とし、その金額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としております。

親会社株主に帰属する当期純利益は、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり、当該期間の企業価値向上に直結しているため、当社グループ全体の企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持つ取締役の報酬決定の指標としてふさわしいと判断し、業績連動報酬の指標としております。

当該事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、計画550億円に対して563億円の実績であります。業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合は、概ね、1:0.4~1.0を目安とし、期待される職務を基準に、生み出された成果・業績等を総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬のうち、株式報酬型ストックオプションについては株価変動の影響を株主の皆さまと共有し株主価値向上意識を高めることを目的としております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役の報酬は、その役割を踏まえ基本報酬のみとしております。

(iv)取締役の指名・選任・解任と監査役の指名・選任の方針と手続き

取締役候補の指名・選任については、専門知識や幅広い見識及び企業経営や業務執行に携わった豊富な経験等に基づき、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる資質のある人物を候補としております。取締役候補の指名・選任にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である指名委員会の意見を参考に取締役会が決定いたします。

監査役候補の指名・選任については、経営者または金融機関の経営を通じての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の取締役及び執行役員の業務執行をはじめ企業活動の適法・妥当性について適切な経営監視機能を担える人物を候補としております。なお、監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関して十分な知見を有する者としております。監査役候補の指名・選任にあたっては、監査役会の審議を経た上で取締役会が決定いたします。

取締役の解任については、指名委員会の意見を参考に取締役会にて審議を行い、当社が持続的成長や中長期的な企業価値向上を目指すうえでその能力を十分に発揮しているとは認められない、選任基準の資質が認められない、公序良俗に反する行為を行った等、解任すべき正当な理由があると判断したときは、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

(v)個々の役員の選任・指名・解任についての説明

取締役・監査役の選任理由は、株主総会へ取締役等の選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1(1)】

取締役会の役割・責務と業務執行に関する委任の概要については、本報告書の「II.2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在取締役合計15名のうち、独立社外取締役5名を選任しております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は独立社外取締役の選任にあたり、東京証券取引所が定める「独立役員」の独立性基準(東証「上場管理等に関するガイドライン」)に準拠し、専門知識や幅広い見識及び企業経営に携わった豊富な経験等に基づき客観的に当社の経営監視を担える方を選任することを基本的な考え方としております。これにより独立社外取締役の独立性を確保しております。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11(1)】

取締役候補の指名・選任については、専門知識や幅広い見識及び企業経営や業務執行に携わった豊富な経験等に基づき、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる資質のある人物を候補としております。候補選定の際には、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模についても考慮し検討を実施しております。

また、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランス(例えば、企業経営・営業・財務会計・リスク管理・内部統制等の専門分野・知識の多様性等)について分析し、取締役候補者の指名に際して検証しております。

取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名委員会、報酬委員会を設置し、取締役候補の指名等の重要議案については指名委員会、取締役等の報酬制度の設計・方針の重要議案については報酬委員会に諮問し、その意見を参考に取締役会が決定しております。

【補充原則4-11(2)】

取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4-11(3)】

取締役会の諮問機関として、独立社外取締役・監査役を主要な構成員とする取締役会評価会議を設置し、取締役会の実効性について、各取締役の自己評価等も参考にしつつ、原則として年1回、取締役会評価会議を開催し、取締役会の監督機能の発揮、議論の状況、体制や運営方法等の分析・評価を行っております。

なお、2019年度の実効性評価においては、外部評価機関を活用し、第三者の視点から作成された評価資料を基に評価会議を実施しております。取締役会は、当会議の意見を参考に、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示してまいります。

2018年度の実効性評価で重要テーマとして、中長期的な経営課題の議論の必要性和多様性を含む取締役会の構成があげられ、2019年度は以下の点を評価し、取り組みを進めてまいりました。

2019年度において、取締役会の役割・責務である、(1)企業戦略等の大きな方向性を示すこと、(2)経営陣幹部の適切なりスクテイクを支える環境整備を行うこと、(3)独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことについて、適正・妥当と評価いたしました。取締役会の運営について、長期かつ持続的な成長戦略を意識した議論や、サステナビリティ経営の推進に関する議論など、当社の今後10年を見据えた検討が十分に成されたものと評価いたしました。2019年度における大型M&Aやアライアンス先との資本業務提携の実現を踏まえ、第四次中期経営計画の見直しを行いました。その過程において、取締役会で十分に議論したほか、取締役会とは別の機会としてフリーディスカッションの場を設け、社外取締役を含む取締役会メンバーが、当社グループの中長期にあるべき姿を議論し、新・第四次中期経営計画を策定いたしました。独立社外取締役は、取締役会、指名委員会、報酬委員会、取締役会評価会議等において、独立客観的な立場から、各々の知見を活かした積極的な意見具申を行い、経営の監督機能等の役割・責務が適切に果たされていると評価いたしました。

取締役会の構成について、社外取締役を増員のうえ、更なる多様性を進めた結果、知識・経験・能力のバランスの充実が図られており、多様性・

規模においても適正・妥当と評価いたしました。今後、取締役会の実効性向上の観点から、監督機能の在り方に関する検討を更に深め、取締役会の社内・社外の構成及びジェンダーや国際性の面を含む多様性について、引き続き検討してまいります。

なお、取締役会の実効性評価に際しては、子会社・関連会社の管理・監督機能の強化、事業ポートフォリオの運営について、今後とも引き続き議論を深めていく必要があるとの提言がなされました。2020年度の取締役会の課題として今後も実効性向上に努めてまいります。

当社は、本実効性評価の結果も踏まえ、引き続き取締役会の機能向上に努めてまいります。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4 - 14(2)】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、企業統治を担う機関の一員として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることが必要であります。社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役には、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解するための説明を行っております。また、就任後においても、これらを継続的に更新する機会として役員研修会、情報連絡会等を実施しております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話に関する方針については、本報告書の「Ⅲ. 2 . IRに関する活動状況」及び当社ホームページの投資家情報(IRポリシー等)をご参照ください。

(<https://www.tokyoCentury.co.jp/jp/ir/>)

2 . 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
--	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	31,509,700	25.82
日本土地建物株式会社	15,712,600	12.87
日本電信電話株式会社	12,302,800	10.08
ケイ・エス・オー株式会社	10,306,000	8.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,003,200	4.92
株式会社みずほ銀行	4,688,030	3.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,716,600	2.23
清和総合建物株式会社	2,286,650	1.87
日本生命保険相互会社	2,228,865	1.83
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,900,000	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3 . 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4 . 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
清水 啓典	学者													
吉田 政雄	他の会社の出身者													
檜垣 幸人	他の会社の出身者													
中村 明雄	他の会社の出身者													
浅野 敏雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

清水 啓典		社外取締役清水啓典氏が名誉教授を務めております一橋大学との間には取引関係はありません。	社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、金融経済の研究者として高度な専門知識を有しており、2011年6月より当社の社外取締役として、その知見をマクロ的な見地から当社の経営に活かすとともに、独立的な視点で経営監視を実施いただいております。 <独立役員指定理由> 当社の主要取引先等に属さない社外取締役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
吉田 政雄		社外取締役吉田政雄氏が取締役として業務執行に携わってございました古河電気工業株式会社並びに社外取締役を務めております古河機械金属株式会社及びJFEホールディングス株式会社の各社と当社の間には取引関係がありますが、直近の事業年度において各社の売上高並びに当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。	大手電機製造会社の経営者として長く企業経営に携わり、その経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、2017年6月より当社の社外取締役としてその知見を当社の経営に活かすとともに、独立的な視点で経営監視を実施いただいております。 <独立役員指定理由> 当社の主要取引先等に属さない社外取締役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
檜垣 幸人		社外取締役檜垣幸人氏は今治造船株式会社及び正栄汽船株式会社の代表取締役社長を兼任しております。更に、今治造船株式会社は、2020年3月末日時点において、当社株式の0.05%を保有しております。檜垣幸人氏が代表取締役社長として経営に携わっております今治造船株式会社及び正栄汽船株式会社と当社の間には取引関係がありません。	大手造船会社の経営者として長く企業経営に携わっており、その経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、2017年6月より当社の社外取締役として、その知見を当社の経営に活かすとともに、独立的な視点で経営監視を実施いただいております。 <独立役員指定理由> 当社の主要取引先等に属さない社外取締役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
中村 明雄		社外取締役中村明雄氏が代表執行役社長を務めております株式会社証券保管振替機構、特別パートナーを務めております田辺総合法律事務所と当社の間には、取引関係にありますが、直近の事業年度において同社並びに同事務所の売上高及び当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満であり、かつ同事務所との取引金額は1百万円であります。また、中村明雄氏が代表取締役社長を務めております株式会社ほふりクリアリングと理事長を務めておりましたSOMPO未来研究所株式会社と当社の間には、取引関係はありません。	財政・税務分野等における豊富な経験と幅広い見識を活かし、2015年6月から2017年6月及び2018年6月より当社の社外取締役として、客観的な視点から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施いただいております。 <独立役員指定理由> 当社の主要取引先等に属さない社外取締役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
浅野 敏雄		社外取締役浅野敏雄氏が取締役として業務執行に携わってございました旭化成株式会社と当社の間には取引関係がありますが、直近の事業年度において同社の売上高並びに当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。また、浅野敏雄氏が社外取締役を務めておりますマルホ株式会社、株式会社メディバルホールディングス、株式会社ダイセルと当社の間には、取引関係はありません。	大手総合化学企業の経営者として企業経営に携わり、その経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、2019年6月より当社の社外取締役としてその知見を当社の経営に活かすとともに、独立的な視点で経営監視を実施いただいております。 <独立役員指定理由> 当社の主要取引先等に属さない社外取締役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	8	0	3	5	0	0	社外取締役

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 太	☐	社外監査役岡田太氏は、日本カーソリューションズ株式会社監査役、ニッポンレンタカーサービス株式会社監査役、株式会社IH!ファイナンスサポート監査役、株式会社TRY監査役、TCプロパティソリューションズ株式会社監査役、TCビジネス・エキスパーツ株式会社監査役、神鋼不動産株式会社監査役、東瑞盛世利融資租賃有限公司監事及び東瑞盛世利(上海)商業保理有限公司監事を兼任しております。各社はいずれも当社の連結子会社であります。また、同氏は株式会社みずほ銀行及びその関係会社の出身であり、同行及びその関係会社の出身者5名が当社取締役に就任しております。更に、同行は、2020年3月末時点において、当社株式の3.8%を保有しております。加えて、2020年3月末時点において当社グループは同行から525,025百万円の事業資金借入を行っているとともに、同行及びその関係会社と当社は営業取引を行っておりますが、価格及びその他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。	金融機関における企業経営と営業、海外等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い知識を活かし、2012年6月より当社の社外監査役として、企業活動の適正・妥当性について適切な経営監視機能を担っていただいております。
藤枝 昌雄	☐	社外監査役藤枝昌雄氏は、藤枝昌雄税理士事務所代表及び株式会社ニップコーポレーション監査役を兼任しております。株式会社ニップコーポレーションと当社は営業取引を行っておりますが、直近の事業年度において同社の売上高並びに当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。	税理士としての税務・会計分野における専門的な知識と経験等を有しており、中立・客観的な視点から2018年6月より当社の社外監査役として、企業活動の適正・妥当性について適切な経営監視機能を担っていただいております。 <独立役員指定理由> 当社の主要取引先等に属さない社外監査役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2012年6月21日開催の第43期定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションの付与につき決議いたしました。株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額は1事業年度130百万円の範囲内とし、1,800個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とします(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式100株とします)。なお、2016年6月24日開催の第47期定時株主総会において、上記株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額は1事業年度400百万円の範囲内に変更することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、取締役が株価上昇によるメリットだけでなく株価下落によるリスクも株主の皆さまと共有することにより当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として、2012年度より当社取締役(社外取締役・非常勤取締役を除く)及び執行役員を対象として、2014年度からは一部の従業員も対象として、株式報酬型ストックオプションを付与することといたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役報酬関係について、全取締役の総額を有価証券報告書及び事業報告書にて開示しております。第51期(2020年3月期)に支払った取締役及び監査役の報酬等の総額は953百万円で、うち取締役に対する報酬等の支給額は859百万円、監査役に対する報酬等の支給額は93百万円です。なお、この上記の支給額には、当事業年度中に費用処理した役員賞与引当金158百万円を含めております。また、上記の取締役の報酬等の支給額には、ストックオプションによる報酬額324百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法)

役員報酬については、当社の持続的成長に向けた健全なインセンティブや中長期的な事業の発展と連動する枠組みを指向しております。役員と株主の皆さまの利害関係を一致させ、役員の株主価値向上意識を喚起するとともに、優秀な人材を引き付け、企業価値向上を牽引する人材を確保・育成することを狙いとした役員報酬制度を定めております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役は2016年6月24日、監査役は2009年2月25日であり、役員の報酬等の額について、報酬限度額が定められております。独立社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会を設置し、役員報酬の方針・制度・水準等については、本委員会に諮問し、その意見や外部専門家からの助言、第三者による報酬水準の調査データ等も参考にしつつ、取締役会が決定いたします。なお、監査役については、限度額の範囲内で監査役の協議によって決定いたします。2019年度における報酬委員会は、合計2回開催しております。

役員報酬の構成は、基本報酬、役員賞与、株式報酬型ストックオプションとしております。固定報酬である基本報酬については、その職務内容や役割、責任等を総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬である役員賞与と株式報酬型ストックオプションについては、「利益に応じて分配する方式」とし、その金額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としております。

親会社株主に帰属する当期純利益は、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり、当該期間の企業価値向上に直結しているため、当社グループ全体の企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持つ取締役の報酬決定の指標としてふさわしいと判断し、業績連動報酬の指標としております。

当該事業年度における連結当期純利益は、計画540億円に対して563億円の実績であります。業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合は、概ね、1:0.4~1.0を目安とし、期待される職務を基準に、生み出された成果・業績等を総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬のうち、株式報酬型ストックオプションについては株価変動の影響を株主の皆さまと共有し株主価値向上意識を高めることを目的としております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役の報酬は、その役割を踏まえ基本報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務の補助は取締役会事務局である経営企画部が担当しております。また、当社は、監査役の下に監査役室を設置し、室員として監査役の職務を補助する従業員を他部署との兼務で配置しておりますが、監査役の職務を補助する従業員が行う当該業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとしており、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社には、元代表取締役社長等である相談役・顧問等が存在しませんことから、当該合計人数を0名と記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 会社の機関の内容

当社は経営戦略決定の迅速化と監督体制・業務執行体制の更なる強化を目的として執行役員制度を導入しております。なお、執行役員31名のうち、女性1名を登用しております。

当社の主要な機関の概要は次のとおりであります。

(取締役会)

取締役会は、代表取締役社長野上誠を議長とし、代表取締役会長浅田俊一、取締役(社外)清水啓典、取締役(社外)吉田政雄、取締役(社外)檜垣幸人、取締役(社外)中村明雄、取締役(社外)浅野敏雄、代表取締役執行役員副社長雪矢正隆、取締役執行役員副社長岡田明彦、取締役執行役員副社長大串桂一郎、取締役専務執行役員馬場高一、取締役常務執行役員玉野治、取締役常務執行役員水野誠一、取締役執行役員中川耕、取締役丹波俊人の取締役15名で構成され、5名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役会は当社及び当社グループの経営方針、経営戦略、事業計画、その他経営に関する重要事項及び法令・定款・取締役会規則で定められた事項につき審議、意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。2019年度における取締役会は、合計13回開催しております。なお、当社定款の定めにより、取締役の員数は18名以内となっております。

(監査役会)

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は、常勤監査役(社外)岡田太を議長とし、常勤監査役池田裕一郎、常勤監査役天本勝也、監査役(社外)藤枝昌雄の4名で構成され、2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会は定期的に開催され監査の独立性を確保のうえ、取締役及び執行役員の職務執行をはじめ企業活動の適法・妥当性について公正な監督機能の徹底に努めております。2019年度における監査役会は、合計11回開催しております。

(指名委員会)

当社は、取締役会の諮問機関として、独立取締役を主要な構成員とする指名委員会を設置しております。本委員会は、取締役(社外)清水啓典を委員長とし、取締役(社外)吉田政雄、取締役(社外)檜垣幸人、取締役(社外)中村明雄、取締役(社外)浅野敏雄、代表取締役会長浅田俊一、代表取締役社長野上誠、代表取締役執行役員副社長雪矢正隆の8名で構成され、取締役候補等の指名等に関する事項について協議を行い、取締役会に答申しております。詳細は、本報告書の「1. 機関構成・組織運営に係る事項」の中の「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」にかかる補足説明をご参照ください。

(報酬委員会)

当社は、取締役会の諮問機関として、独立取締役を主要な構成員とする報酬委員会を設置しております。本委員会は、取締役(社外)吉田政雄を委員長とし、取締役(社外)清水啓典、取締役(社外)檜垣幸人、取締役(社外)中村明雄、取締役(社外)浅野敏雄、代表取締役会長浅田俊一、代表取締役社長野上誠、代表取締役執行役員副社長雪矢正隆の8名で構成され、取締役等の報酬制度の設定、方針等に関する事項について協議を行い、取締役会に答申しております。詳細は、本報告書の「1. 機関構成・組織運営に係る事項」の中の「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」にかかる補足説明をご参照ください。

(経営会議)

当社は、社長及び社長の指名する役員を構成員とする経営会議を設置しております。本会議は、代表取締役社長野上誠を議長とし、代表取締役会長浅田俊一、代表取締役執行役員副社長雪矢正隆、取締役執行役員副社長岡田明彦、取締役執行役員副社長大串桂一郎、執行役員副社長中島弘一、取締役専務執行役員馬場高一、取締役常務執行役員水野誠一、常務執行役員米津隆史、常務執行役員平崎達也取締役執行役員中川耕の11名で構成され、原則週1回開催しており、業務執行に関する特に重要な事項を審議し、当社グループ全体の意思決定を行っております。

(案件審査会議)

当社は、社長及び社長の指名する役員を構成員とする案件審査会議を設置しております。本会議は、取締役執行役員中川耕を議長とし、代表取締役会長浅田俊一、代表取締役社長野上誠、代表取締役執行役員副社長雪矢正隆、取締役執行役員副社長岡田明彦、取締役執行役員副社長大串桂一郎、執行役員副社長中島弘一、取締役専務執行役員馬場高一、常務執行役員米津隆史、常務執行役員平崎達也の10名で構成され、原則週1回開催しており、当社及び当社グループ会社における大口の営業取引及び複雑なリスク判断が要求される営業取引について審議を行い、当該取引に対する当社の意思決定を行っております。

(ALM委員会)

当社は、当社の資産・負債が金利や為替などの変動により被るリスクを把握し、極小化するため、ALM委員会を設置しております。本委員会は、代表取締役社長野上誠を委員長とし、代表取締役会長浅田俊一、代表取締役執行役員副社長雪矢正隆、取締役執行役員副社長岡田明彦、取締役執行役員副社長大串桂一郎、執行役員副社長中島弘一、取締役専務執行役員馬場高一、常務執行役員米津隆史、常務執行役員平崎達也、取締役執行役員中川耕、執行役員田中千弘、財務部長を委員とし、市場リスク、流動性リスク等の管理に関する事項について審議を行い、経営会議に答申しております。

(総合リスク管理委員会)

当社は、当社の直面するあらゆるリスクに対処するため、総合リスク管理委員会を設置しております。本委員会は、取締役執行役員中川耕を委員長とし、取締役専務執行役員馬場高一、取締役常務執行役員玉野治、取締役常務執行役員水野誠一、常務執行役員野村吉夫、常務執行役員米津隆史、常務執行役員平崎達也、執行役員筒井純二、執行役員山崎慎太郎、執行役員田中千弘、監査部長、審査第三部長、リース営業統括部長、オート営業統括部長、国際営業統括部長を委員とし、リスク管理体制の構築から各種リスクの計量手法などについて審議を行うとともに、当社のリスク状況について定期的に計測し、経営会議に答申しております。

(内部統制委員会)

当社は、内部統制を有効に機能させるため、内部統制委員会を設置しております。本委員会は、取締役常務執行役員水野誠一を委員長とし、取締役専務執行役員馬場高一、取締役常務執行役員玉野治、常務執行役員野村吉夫、常務執行役員平崎達也、取締役執行役員中川耕、執行役員筒井純二、執行役員山崎慎太郎、執行役員田中干弘、リース営業統括部長、オート営業統括部長、国際営業統括部長、監査部長、監査部監査室長、監査部内部統制室長を委員とし、財務報告内部統制の有効性評価や評価範囲など内部統制全般について審議を行い、経営会議に答申しております。

(信用リスク管理委員会)

当社は、適切な与信リスクの管理のため、信用リスク管理委員会を設置しております。本委員会は取締役執行役員中川耕を委員長とし、取締役専務執行役員馬場高一、常務執行役員平崎達也、執行役員田中干弘、審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長、審査第四部長、管理部長を委員とし、当社グループ全体のクレジットポートフォリオや信用リスクの管理に関する事項について審議を行い、経営会議に答申しております。

(IT・事務戦略委員会)

当社は、システムリスク及び事務リスク等に対処するため、IT・事務戦略委員会を設置しております。本委員会は、代表取締役社長野上誠を委員長とし、代表取締役会長浅田俊一、取締役専務執行役員馬場高一、取締役常務執行役員玉野治、常務執行役員平崎達也、執行役員筒井純二、IT推進部長、事務統括部長を委員とし、当社及び当社グループのIT戦略、IT投資計画、事務体制の企画等に関する事項について審議を行い、経営会議に答申しております。

(サステナビリティ委員会)

当社は、当社グループの持続可能な企業活動(サステナビリティ)の企画・推進・総括を取り行うため、サステナビリティ委員会を設置しております。本委員会は、取締役専務執行役員馬場高一を委員長とし、取締役常務執行役員玉野治、常務執行役員野村吉夫、常務執行役員平崎達也、取締役執行役員中川耕、執行役員筒井純二、執行役員山崎慎太郎、リース営業統括部長、オート営業統括部長、国際営業統括部長、サステナビリティ推進室長を委員とし、サステナビリティの重要事項について審議を行い、経営会議に答申しております。

(2)内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続き並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の連携状況は次のとおりであります。

(内部監査)

社長直掌の監査部(17名)が内部監査を担当しております。

監査部は、経営会議にて承認を受けた監査計画に基づき内部監査を実施し、問題事項があれば被監査部門に対し指導や是正勧告を行い、内部監査の実効的運用を図っております。また、監査結果については、社長(経営会議)及び取締役会に報告を行っております。

(監査役監査)

常勤監査役3名及び非常勤監査役1名の計4名で実施しております。

監査役は、取締役会のほか経営会議、主要な委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況並びに内部統制システムの整備・運用状況などについて監査を実施しております。なお、常勤監査役岡田太氏は、金融機関の経営に携わった豊富な経験を持ち、また、常勤監査役池田裕一郎氏は、2010年4月から2018年3月まで当社財務部門長を務めており、いずれも財務に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役藤枝昌雄氏(社外監査役)は、税理士事務所代表を務めており、会計に関する相当程度の知見を有しております。

(会計監査)

EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しております。2020年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりであります。

【公認会計士の氏名等】【所属する監査法人名】

指定有限責任社員 業務執行社員 森重 俊寛 EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 石川 琢也 EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 長澤 茂宣 EY新日本有限責任監査法人

なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他24名であります。

(監査法人の異動)

当社は、2020年6月22日開催の定時株主総会において以下のとおり監査法人の選任を決議しました。

第51期(自2019年4月1日至2020年3月31日) EY新日本有限責任監査法人

第52期(自2020年4月1日至2021年3月31日) 有限責任監査法人トーマツ

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを実現・確保するために、取締役会や監査役会をはじめとした各種機関を設置し、各機関の機能により適正な企業経営が行えるものと判断しております。また、社外取締役を5名選任するほか、社外監査役の監査により、継続的な社外からのチェックを受けており、経営監視機能の客観性及び中立性確保の体制は十分であると考えております。現在、当社の監査役4名(うち、常勤監査役3名)のうち、2名は社外監査役であります。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の社外監査役1名を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前の招集通知発送につとめております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方が参加できるよう集中日を回避して開催しております。 なお、第51回の定時株主総会は2020年6月22日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の電子投票制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の公表日より当社ホームページ等において、招集通知及び英語版の招集通知(要約)を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主、投資家のみならずはじめとするステークホルダーに対し、フェア・ディスクロージャーの観点から、当社の経営戦略、事業活動の状況、財政状況等を適時、公平、正確に、積極的かつ継続的に開示することを基本方針とし、金融商品取引法等の諸法令や東京証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則にもとづき、IRポリシーを制定しております。また、個人投資家を含め広く対外的に当社のIRポリシーを理解していただくために、IRポリシーの要約を当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	幅広い個人投資家の皆様に当社の理解促進を図るため、東京や地方都市において、事業内容、経営戦略、業績などを主な内容とする会社説明会を開催しております。 2019年度の開催実績 第1回(2019年12月23日)、第2回(2020年1月27日)	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(5月及び11月)、決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	主に欧米及びアジアの機関投資家向けに業況説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報や決算概要、有価証券報告書、統合レポート等のIR資料やIRポリシー、IRカレンダーなどを掲載しております。 【投資家情報】のURL: https://www.tokyoecentury.co.jp/jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部を設置し適時適切なIR活動を行っております。 IR担当役員: 取締役専務執行役員 馬場高一 IR事務連絡責任者: 広報IR部長 山下圭輔	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「経営方針」、「企業行動規範」等において、各ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループは、環境問題への取り組みが社会的責務のひとつであると認識し、主要な事業所と子会社でISO14001の認証を取得の上、事業活動のあらゆる分野において、環境汚染の予防、温室効果ガスの排出削減、気候変動の緩和・適応、生物多様性及び生態系の保全など環境問題に配慮し行動することにより、持続可能な循環型経済社会の実現に貢献します。</p> <p>管理体制としては、代表取締役社長を最高責任者、リスク管理部門長を環境総括責任者とする体制で、グループ会社も含めて環境マネジメントシステムを構築しております。PDCAサイクルに沿って環境のための取り組みを計画、実施、運用及び点検し、取り組み状況については、定期的なマネジメント・レビューを行うことにより、継続的に改善を進めております。なお、「環境基本方針」は、当社ホームページに掲載しております。</p> <p>社会貢献活動や情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得による情報セキュリティ体制の確立など、幅広く積極的に企業としての社会的責任を果たすための活動に取り組んでおります。活動内容については、統合レポート及び当社ホームページにおいて公開しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>IRポリシーを定め、情報開示の基本方針として、「株主、投資家等のみならず、当社の経営戦略、事業活動の状況、財政状況等を適時、公平、正確に、積極的かつ継続的に開示」することを掲げております。なお、IRポリシーは当社ホームページに掲載しております。</p>
<p>その他</p>	<p>当社は、経営方針に「多様な人材の能力と個性の積極的な発揮を促す風土を醸成する」ことを掲げ、ダイバーシティ推進室を中心に、「ダイバーシティ基本方針」に基づき、様々な施策に取り組んでいます。</p> <p>【ダイバーシティ基本方針】 東京センチュリーグループは、高い専門性と独自性を持つ金融・サービス企業として、事業の成長に挑戦するお客さまとともに、事業領域のさらなる拡大とグローバル展開を進めていきます。</p> <p>お客さまの多様なニーズにお応えするため、多様な能力と個性をもつ社員が柔軟な発想と行動力を発揮し、付加価値の高いサービスを提供し続けることができるよう、ダイバーシティを推進してまいります。</p> <p>1. 企業風土の醸成 社員一人ひとりがダイバーシティの重要性を理解し、多様な人材が活躍できる企業風土を醸成します。 具体的には、「若年層年次別研修」や「管理職研修」などにダイバーシティの研修を取り入れ、またダイバーシティへの取り組みについて、当社ホームページ・統合レポート・株主通信などに情報を公開しております。</p> <p>2. 多様な人材の活躍推進 人種、宗教、性別、年齢、性的指向、障がいの有無、国籍にとらわれず、多様な人材の採用・育成・登用を推進します。 具体的には、「女性の活躍推進に向けた行動計画」と「女性の役員・管理職登用に關する自主行動計画」を策定し、意欲と能力の高い女性を積極的に採用・育成・登用することで、女性役員・管理職を着実に増やしてまいります。 また、事業領域のさらなる拡大とグローバル展開を進めていきたいと考えており、その施策のひとつとして、外国人の採用を継続的に行い、国内外で活躍できる人材を育成し登用しています。</p> <p>3. キャリア形成と能力開発の支援 当社は、「人材こそが財産であり、企業が持続的に成長する原動力である」と考えています。個人がもつ能力と個性の発揮を促すため、社員一人ひとりのキャリア形成と能力開発を支援しており、年間総時間15,000時間の研修を実施しています。 具体的には、「若年層年次別研修」「管理職研修」「キャリアデザイン研修」「営業能力開発研修」「グローバル人材の育成」「能力開発の支援」などに取り組んでいます。</p> <p>4. 両立支援の充実 社員一人ひとりの事情にあわせ、多様で柔軟な働き方ができるよう、両立支援を充実します。 具体的には、出産・育児や介護に携わる社員への積極的な支援により、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを推進しています。その一環として、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」を策定し取り組んでいます。同行動計画の内容は、当社ホームページにおいて公開しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、すべての役職員が職務を執行するにあたっての基本方針として、経営理念を以下のとおり定めております。

【経営理念】

「東京センチュリーグループは、高い専門性と独自性を持つ金融・サービス企業として、事業の成長に挑戦するお客さまとともに、環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献します。」

当社は、この経営理念の下適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下のとおり内部統制システムを構築しております。今後とも、内外環境の変化に応じ、これを整備してまいります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に以下のとおり努めております。

- (i) チーフ・コンプライアンス・オフィサーと総合リスク管理部コンプライアンス室を中心に、「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修の実施を行っております。
- (ii) すべての役職員は、「企業行動規範」の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努めております。
- (iii) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、常勤監査役及び社外の法律事務所を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。
- (iv) 反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織的にかつ毅然とした対応をすることを基本的な心構えとし、反社会的勢力との一切の関係を遮断しております。

また、当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成され、法令・定款・取締役会規則で定められた事項につき審議、意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

更に、当社は、社長直轄の監査部を独立した組織として設置し、当社及びグループ会社に対し定期的実施する内部監査、内部統制評価を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適性・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長（経営会議）及び取締役会に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

また、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001 の認証を取得し、規格の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を以下のとおり行っております。

取締役会は、当社の適切なリスク管理を行うため、「リスク管理の基本方針」を定めております。

当社に係るリスクを全体として把握・評価し、必要に応じ定性・定量それぞれの面から、適切な対応を行うため、総合リスク管理委員会を設置し、同委員会規程に基づき、総合的なリスク管理を実施しております。リスク管理に関する体制、方法等については、総合リスク管理委員会の審議を経て経営会議において、「総合リスク管理規程」に定めております。総合リスク管理委員会は、当社全体のリスク量やリスク管理の状況等について、定期的及び必要に応じて、経営会議、取締役会に報告しております。また、リスク管理の有効性に関して、検証・評価し、不断の見直しを行っております。

(i) 信用リスクについては信用リスク管理委員会を設置し、同委員会規程に基づき、基本方針を定め、信用リスクの計量、管理を行っております。また、大口案件や、新種スキーム案件等の複雑な判断を要する案件については、案件審査会議を設置し、同会議規程に基づき審査・決裁しております。

(ii) 金利変動、為替変動等の市場リスク及び資金調達に係る流動性リスクについては、ALM 委員会を設置し、同委員会規程に基づき、資金の運用と調達の総合的な管理を実施しております。

(iii) 株式等の投資リスクについては、経営会議及び取締役会において、投資方針や投資状況等の管理を行っております。

(iv) 不動産、船舶、航空機、自動車等の資産価値を有する物件の「ものにかかわるリスク」については、各リスク所管部にて管理するとともに総合リスク管理委員会において、リスク量やその状況等の管理を行っております。

(v) 情報セキュリティリスクについては、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報取扱規程」、ISO27001等に基づき管理を行っております。

() システムリスク、事務リスクについては、IT・事務戦略委員会を設置し、同委員会規程に基づき、当社のIT戦略、IT投資、事務体制等を審議しております。

() その他オペレーショナルリスク全般については、総合リスク管理部がリスクの抽出・計量化、対応策の見直し等を行うとともに、総合リスク管理委員会において、総合的な管理を実施しております。

また、大規模災害をはじめとした危機事象が発生した場合の対応体制等については、総合リスク管理委員会の審議を経て経営会議において、「危機対策規程」及び「事業継続計画規程」に定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行の効率性を確保するため、以下の体制を構築しております。

- (i) 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、執行役員に対し業務執行権限を委譲し、取締役の職務執行の効率化を図っております。
- (ii) 社長の諮問機関として経営会議を設け、取締役会の議論を充実させるべく重要な事項について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」、「コンプライアンス管理規程」に基づき、以下のとおり主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行っております。

- (i) 当社グループ会社は、「関係会社管理規程」が定める年度計画、予算、決算等の一定事項について、当社に事前協議を行い、当社の指示又は承認を得るものとし、また、営業概況等の所定の事項については定期的に、重大なリスクが発生した場合はその都度速やかに、当社へ報告する体制としております。加えて、当社の役職員が当社グループ会社の取締役を兼務して経営の助言を行うことにより、当該グループ会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するなど、グループ会社に対する適切な経営管理を行う体制としております。
- (ii) 当社の連結対象グループ会社は、共通の「経営理念」と「企業行動規範」の下、「コンプライアンス管理規程」に則り、当社と同様に、グループ各社コンプライアンス責任者を配置しております。その管理については、当社社長の委嘱を受けたチーフ・コンプライアンス・オフィサーが総括的に行っております。コンプライアンス等に関する相談、通報については、当社窓口を直接利用することができる体制としております。
- (iii) 当社は、内部統制委員会を原則3ヶ月毎に開催し、当社グループの内部統制システムの浸透、定着を図っております。
- (iv) 当社が定めた情報セキュリティに関する規程、個人情報取扱規程等の諸規程は、グループ会社にも適用し、当社の監督を受ける体制としております。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、信頼性のある財務報告の開示を通じ、投資家やお取引先の皆さまに適正な財務情報を提供していくことが、社会的な信用の維持・向上を図るうえでの企業の責務と認識しております。このような信頼性のある財務報告の重要性に鑑み、当社では、財務報告の基本方針を定め、

- (i) 内部統制委員会の設置
- (ii) 財務報告の信頼性を確保するための業務運営
- (iii) 適正な会計処理の実施
- (iv) 内部統制報告書の開示

に取り組み、財務報告の適正性を確保しております。

(7) 監査役の職務を補助する従業員について

当社は、監査役の下に監査役室を設置し、室員として監査役の職務を補助する従業員を他部署との兼務で配置しております。

(8) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に配置する従業員の人事異動及び考課については、事前に監査役の同意を得ることとする等、取締役からの独立性を確保しております。

(9) 監査役の職務を補助する従業員に対する、監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する従業員が行う当該業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとしており、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保しております。

(10) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、当社及びグループ会社の役職員が各監査役に報告を行うことを確保するため、以下の体制を構築しております。

- (i) 監査役は、取締役会のほか、経営会議、案件審査会議、ALM委員会等に出席し、重要な報告を受ける体制としております。
- (ii) 相談・通報制度による通報、不正事故や大規模災害等の危機事由等が発生した場合についても、担当役員が社長へ報告すると同時に監査役へ報告することとしております。また、相談・通報制度による通報に関しては、常勤監査役が社内窓口の一つとなっております。
- (iii) 当社及びグループ会社の役職員は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行うこととしております。

(11) 前項の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをうけないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を構築しております。

- (i) 社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととしております。

(ii)「内部監査規程」において、監査部長は監査役と定期的及び必要に応じて連携を図り、意見・情報交換を行わなければならない旨を定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、組織的かつ毅然とした対応により反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針として、「私たちの行動指針」に沿い、反社会的勢力に対する体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりです。

- (1) 反社会的勢力による経済活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、「私たちの行動指針」に沿い、対応の手順を整備しております。
- (2) 総務部を対応総括部署とし、加盟する公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会とも連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し、社会からの信頼を維持するよう努めております。
- (3) 反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムに組み込み、教育・研修等を通じて、適切な運用に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、株主、投資家のみなさまに、当社の経営戦略、事業活動の状況、財政状況等を適時、公平、正確に、積極的かつ継続的に開示することを基本方針とし、金融商品取引法等の諸法令や東京証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、適時開示規則という）にもとづき、IRポリシーを制定しております。また、IRポリシーの各項目の具体的な定義付け、手続き、運用方法等実務上のガイドラインを規定するIR実務マニュアルを制定し、運用しております。内部情報の管理につきましては、「内部情報管理規程」を制定し、適切な情報管理を行っております。

株主、投資家の投資判断に重要な影響を与えと思われる会社の業務、運営または決算に関する情報等につきましては、各開示責任部署及び情報開示担当の経営企画部において、適時開示規則に則り開示の要否、時期、方法の検討を行い、取締役会による決議ないし経営企画部門長の承認を経て、広報IR部がすみやかに開示する体制を整えております。

(1) 決定事実及び決算、業績予想等に係る情報の開示

適時開示規則により開示すべき「決定事実に係る情報」及び「決算、業績予想等に係る情報」等につきましては、取締役会にて審議・決議を行った後、経営企画部門長の承認を経て、広報IR部がすみやかに情報を開示します。

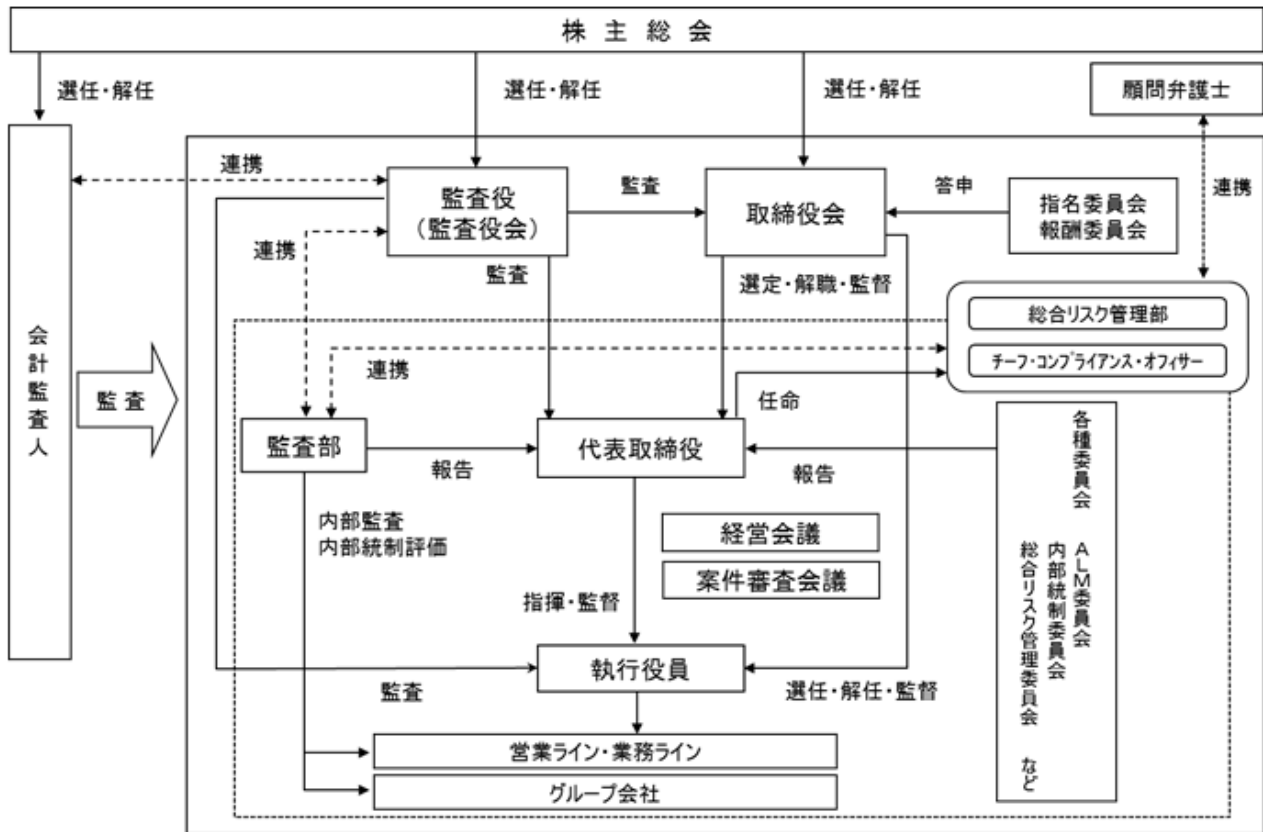
(2) 発生事実に関する情報の開示

適時開示規則により開示すべき「発生事実に係る情報」につきましては、各開示責任部署及び経営企画部長と協議し、経営企画部門長の承認を経て、広報IR部がすみやかに情報を開示します。ただし、経営企画部門長が重要と判断する時は社長の承認を経て開示します。

(3) 報道機関への開示情報の公表は、原則として東京証券取引所内の記者クラブ「兜倶楽部」を通じて行います。また、情報の重要性に応じ「兜倶楽部」において記者会見を行います。開示した情報は当社ホームページにも掲載します。

なお、個人投資家を含め広く対外的に当社のIRポリシーを理解していただくために、IRポリシーの要約を当社ホームページに掲載しております。

1. 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制



2. 適時開示体制の概要

